（繰上げ調整額の支給事由消滅の届出等）

第百二十三条の三　法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者は、法附則第二十四条の三第五項に該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名及び生年月日

二　退職共済年金の年金証書の記号及び番号

三　法附則第二十四条の三第五項に該当するに至つた日

2　前項の届書を提出した退職共済年金の受給権者が六十五歳に達するまでの間において、再び法附則第二十条の二第一項に規定する障害状態に該当することとなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名及び生年月日

二　退職共済年金の年金証書の記号及び番号

三　障害の原因となつた病気又は負傷の傷病名

四　加給年金額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

五　加給年金額対象者である配偶者が法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた日並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）

3　前項の届書には、障害の状態に関する診断書を添えなければならない。

第百二十七条の二第一項中「達する」を「達した」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が、六十五歳（その者が法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢）に達した場合であつて、加給年金額対象者となるべき者があるときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

第百二十八条の二第一項及び第三項中「法附則第十九条」の下に「、法附則第二十四条の二第三項」を加える。

第百六十二条の二の見出し中「第百五条第四項」を「第百五条第三項」に改める。

別紙様式第二十三号の注意事項3⑴ア及びイ中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十三号による特別療養証明書は、この命令による改正後の別紙様式第二十三号の様式によるものとみなす。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第百二十一条第一項」の下に「、第百二十一条の三第一項」を加える。

省　令

○総務省令第三十六号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の九第一項において準用する同法第二十六条及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項中「及び業務経理」を「、業務経理及び退職等年金給付業務経理」に改め、同条第六項中「第四項まで」の下に「及び次項」を加え、同条に次の一項を加える。

7　退職等年金給付業務経理は、法第三十八条の二第二項に規定する地方公務員共済組合連合会の事業のうち法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事業に関する取引（第二項及び第四項に規定する取引を除く。）を経理するものとする。

第十一条の七中「及び業務経理」を「、業務経理及び退職等年金給付業務経理」に改める。

別表第二号表地方公務員共済組合連合会勘定科目目次中「業務経理　第2号表の8」を「業務経理　第2号表の8　退職等年金給付業務経理　第2号表の9」に改める。

別表第二号表に次の表を加える。

第2号表の9

退職等年金給付業務経理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
流動資産	現金		流動負債	短期借入金	何々経理より借入金
	小口現金			未払消費税	
	当座預金			未払金	
	普通預金			未払費用	
	通知預金			預り金	
	定期預金				
	金銭信託				